

東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) の可能性

ジェトロ・シンガポール

しいの こうへい
椎野 幸平



RCEP 交渉が始動

東アジア地域包括的経済連携 (RCEP、Regional Comprehensive Economic Partnership の略、アールセップ) 交渉が始動した。RCEP は、ASEAN10 カ国と日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド (NZ) の 16 カ国が参加する広域・包括的経済連携構想で、2012 年 11 月の ASEAN 関連首脳会合で、交渉立ち上げが宣言、2013 年 5 月に第 1 回交渉会合がブルネイで開催された。

RCEP の主な交渉対象分野は、関税の削減・撤廃、原産地規則などの物品貿易分野、サービス分野の外資規制等を扱うサービス貿易分野、投資保護等を扱う投資分野で、2015 年末までの交渉完了を目指している。RCEP が実現すれば、世界 GDP の 3 割 (21 兆ドル)、世界人口の 5 割 (34 億人) を占める世界最大規模の自由貿易地域となる。

一方、RCEP 交渉に参加する 16 カ国の域内では、既に約 30 件の FTA が発効している。中でも、ASEAN10 カ国が参加する AFTA (ASEAN 自由貿易地域) に加えて、ASEAN と周辺 6 カ国間の FTA である ASEAN + 1 の FTA (ASEAN・日本、ASEAN・中

国、ASEAN・韓国、ASEAN・豪州・NZ、ASEAN・インドの各 FTA) が発効し、日系企業も幅広く FTA を利用している。こうした中、RCEP の意義はどのように整理できるのだろうか。

RCEP は域内 FTA カバー率を大幅に引き上げ

まず、物品貿易の意義を整理してみたい。第一に、RCEP によって、日本・中国・韓国間など、16 カ国域内で FTA が未発効な国間で新たに FTA が形成されることが挙げられる。RCEP 交渉参加 16 カ国間の域内貿易額 (2 兆 1,956 億ドル、2012 年) のうち、FTA カバー率 (FTA が発効済みの国間の貿易が占める割合) は 58% を占めているが、残り 42% の貿易は FTA によってカバーされていない。このうち、28% は日中韓の貿易である。RCEP は、アジア域内のカバー率を大幅に引き上げる効果を持っている。

第二に、RCEP によって、既存の FTA を上回る水準の自由化をもたらす効果が期待できる。既存の FTA では、AFTA は先行 6 カ国が既に 99% 以上の品目で関税撤廃、CLMV も 2015 年までに 93% 以上、2018 年までにほぼ全ての品目で関税が撤廃

される。一方、ASEAN + 1 の FTA では、ASEAN・インドの自由化率が 80% と低い他、ASEAN・豪州・NZ は 96%、ASEAN・中国は 95%、ASEAN・日本は 93%、ASEAN・韓国は 95% となっている^(注)。2012 年 11 月の ASEAN 関連首脳会合で 16 カ国首脳に承認された「RCEP 交渉の基本方針及び目的」では、既存の FTA を上回る包括的で質の高い協定を目指すことが明記されており、RCEP によって、特にインドなどで、既存の FTA の水準を上回る自由化がもたらされることが期待される。

多様なサプライチェーンに適応した枠組み

第三に、RCEP によって多様なサプライチェーンに適応した FTA が形成されることが挙げられる。サプライチェーンは、AFTA や ASEAN + 1 の FTA を超える広域に及び、サプライチェーンの実態に既存の FTA が適合できないことで、FTA が利用できないケースが生じている。そのため、RCEP において、累積規定（FTA 締約国の原産品である原材料を、その他の FTA 締約国で利用する場合は同原材料を原産材料とみなす規定）が採用されれば、多様なサプライチェーンに対応してさらに FTA を活用することが可能となる。

具体的ケースでは、現在、中国や日本からキーコンポーネントを輸入し、ASEAN で電気機器や自動車部品に加工、インドに ASEAN・インド FTA を利用して輸出するケースでは、中国や日本の部品は ASEAN・

インド FTA 上は非原産材料となり、同 FTA の原産地規則を満たせず、一般税率を払って輸出しているケースがある。また、中国産の生地を利用してベトナムなどの ASEAN で縫製品に加工し、ASEAN・日本 FTA を利用して日本に輸出するケースでは、中国産の生地は ASEAN・日本 FTA では原産材料として取り扱えないため、同 FTA の原産地規則（二工程基準）を満たすことができない。RCEP では、累積規定を通じて、上記のケースで中国産や日本産の原材料・部品は原産材料となるため、FTA の原産地規則を満たすことが可能となる。

ジェトロの「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査（2012 年度調査）」によると、RCEP 交渉参加国で製造活動を行う日系企業の約 9 割の部品調達は、現地を含む RCEP 交渉参加国から行われており、RCEP がいかに日系企業のサプライチェーンに適した枠組みかが分かる。

RCEP が企業のサプライチェーンに適した FTA であることは、累積の他に、ストック・オペレーション（分割輸送）への対応がある。近年、アジアでは物流ニーズが多様化する中、企業はリードタイムを短くすることなどを目的に最終需要地に近いところで在庫し、顧客の発注に応じて在庫を分割して輸送するケースが増えている。例えば、日本で生産された製品をいったん、シンガポールやマレーシアなどで在庫し、在庫を分割してインドに輸送するケースでは、現状、FTA を利用することができない。日本とインド間では

FTA があるが、直接積送基準（原則として輸出国から輸入国へ直接輸送することを求める基準）によって、シンガポールやマレーシアでいったん在庫し、在庫を分割輸送した場合は、同基準違反となるためだ（単なる積み替えは問題ない）。また、中国やインドの製品をシンガポールやマレーシアで在庫し、豪州や NZ に分割輸送する場合も同様のこととなる。RCEP が形成され、連続する原産地証明書制度（輸出国が発行した証明書に基づき、第三国が連続する原産地証明書を発行する制度。輸出国、第三国共に同一 FTA の締約国であることが必要）が導入されれば、こうしたケースで、シンガポールやマレーシアが、分割輸送に合わせて連続する原産地証明書を発給することが可能となり、FTA を利用することが可能となる。

サービス分野の外資規制自由化に期待

サービス・投資分野も、物品貿易と共に RCEP の主な交渉分野となっている。サービスでは、アジア各国では依然としてサービス分野の外資規制が厳しく、外資の出資が制限されている国が多い。例えば、小売業はカンボジアを除く ASEAN 各国やインドでは、出資比率規制やコンビニなどの小規模小売店への外資出資が制限されている。小売業の他にも、運輸、メンテナンス・サービス、法律サービスなど幅広い分野で外資規制が存在している。一方で、日本のサービス業は新たな成長源を求めてアジア地域への進出を活発化させつつあり、サービス分野の外資規制緩和への期待

は高い。サービス業の外資規制はアジア各国ではセンシティブで壁は厚いが、RCEP を通じて外資規制の自由化がもたらされれば、日本のサービス業のビジネス機会を広げることにつながる。

投資については、パフォーマンス要求の禁止や現地の雇用義務、投資家対国家の紛争解決などいわゆる投資保護規定が強化されることが期待される。

ルールの調和がもたらす円滑化

最後に、RCEP がもたらす効用にルールの調和がある。発効済みの既存 FTA では、FTA ごとに異なるルールが適用されている。例えば、原産地規則ではインドを含む FTA では併用型と呼ばれるルール（付加価値基準と関税番号変更基準等の複数の基準を満たすルール）、ASEAN・中国 FTA は付加価値基準のみ、その他の主要 FTA は選択型（複数のルールから FTA を利用する企業が選択）が適用されている。加えて、デミニマスと呼ばれる基準は主要 FTA では含まれているが、ASEAN・インド FTA では含まれていないといった具合だ。こうした複雑なルールは、FTA を利用する企業、特に中小企業の情報収集コスト負担を高めることにつながりかねない。柔軟で効率性の高い統一されたルールが広域で締結されることは、FTA 利用の円滑化につながることを期待される。

（注）

Fukunaga/Kuno, ERIA Policy Brief, No.2012-03, May 2012.

